

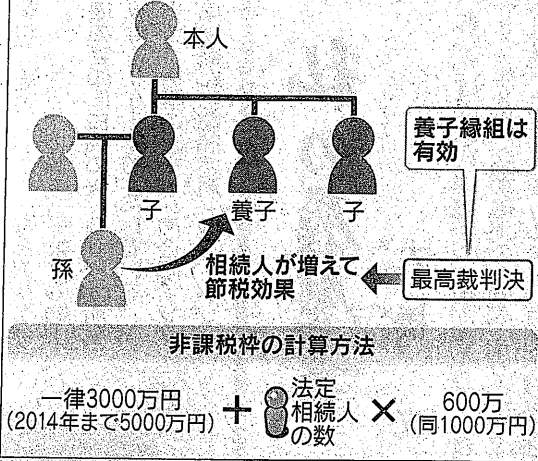
# 相続税対策の養子「有効」

## 最高裁初判断 縁組の意思尊重

相続税対策で孫と結んだ養子縁組が有効かどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷(木内道祥裁判長)は31日、「節税目的の養子縁組でもただちに無効とはいえない」との初判断を示した。相続税対策で縁組が広がりつつある現状を認識した形で、縁組が無効となるのは当事者に縁組の意思がない場合などに限られそうだ。

有効性が争われたのは、なった福島県の男性と孫2013年に82歳で「」との養子縁組。男性はじ

養子縁組による節税効果と最高裁の判断



くなる前年、長男の息子が孫の縁組をした。男性の法定相続人は長男と娘2人の3組は無効」と提訴していた。

今回の訴訟で男性が養子縁組をした2012年当時、相続税の非課税枠(基礎控除)は一律5千万円、相続人1人あたり1千万円だった。しかし15年1月の税制改正で、非課税枠は一律3千万円、相続人1人あたり600万円に減った。地価の高い首都圏を中心に課税対象者が増え、節税目的の養子縁組に対する関

### 増える課税対象者 「養子縁組広がる」

心が高まっている。31日のことで、節税目的であって最高裁判決について、相続も当事者の意思が確認されに詳しい松本賢人弁護士は「従来の養子縁組に対する余地はほぼなくなった。ただ、相続税法は「相続税の負担を不当に減少させる結果となる場合は、税務署長の判断で養子を算入せずに税額を計算することができる」と定める。国税庁は「個々の事例に応じて判断する」と指摘する。

#### 専門家が指摘

最高裁が初判断を示した

相続税額は遺産全体から一定額を差し引いた上で算出される。この控除分は3千万円が基本で、相続人1人につき600万円を加算。実子がいても養子は1人まで、実子がいない場合は2人まで相

続人に含められる。相続人が多いほど控除額が増えて税金が減るため、資産が多い場合に節税目的で養子縁組をするケースが少なくない。今回の訴訟では男性に縁組の意思があったかどうか争点となった。一審・東京家裁は、男性本人が縁組届を作成したとして有効と認定。二審・東京高裁は「税理士が勧めた相続税対策にすぎず、男性は孫との間に真実の親子関係を創設する意思はなかった」として無効と判断。孫側が上告した。

思は併存し得る」と指摘。縁組の意思があれば節税目的の養子縁組を認める初判断を示したうえで、「男性に縁組の意思がないとはいえない」として孫との縁組は有効と結論づけた。